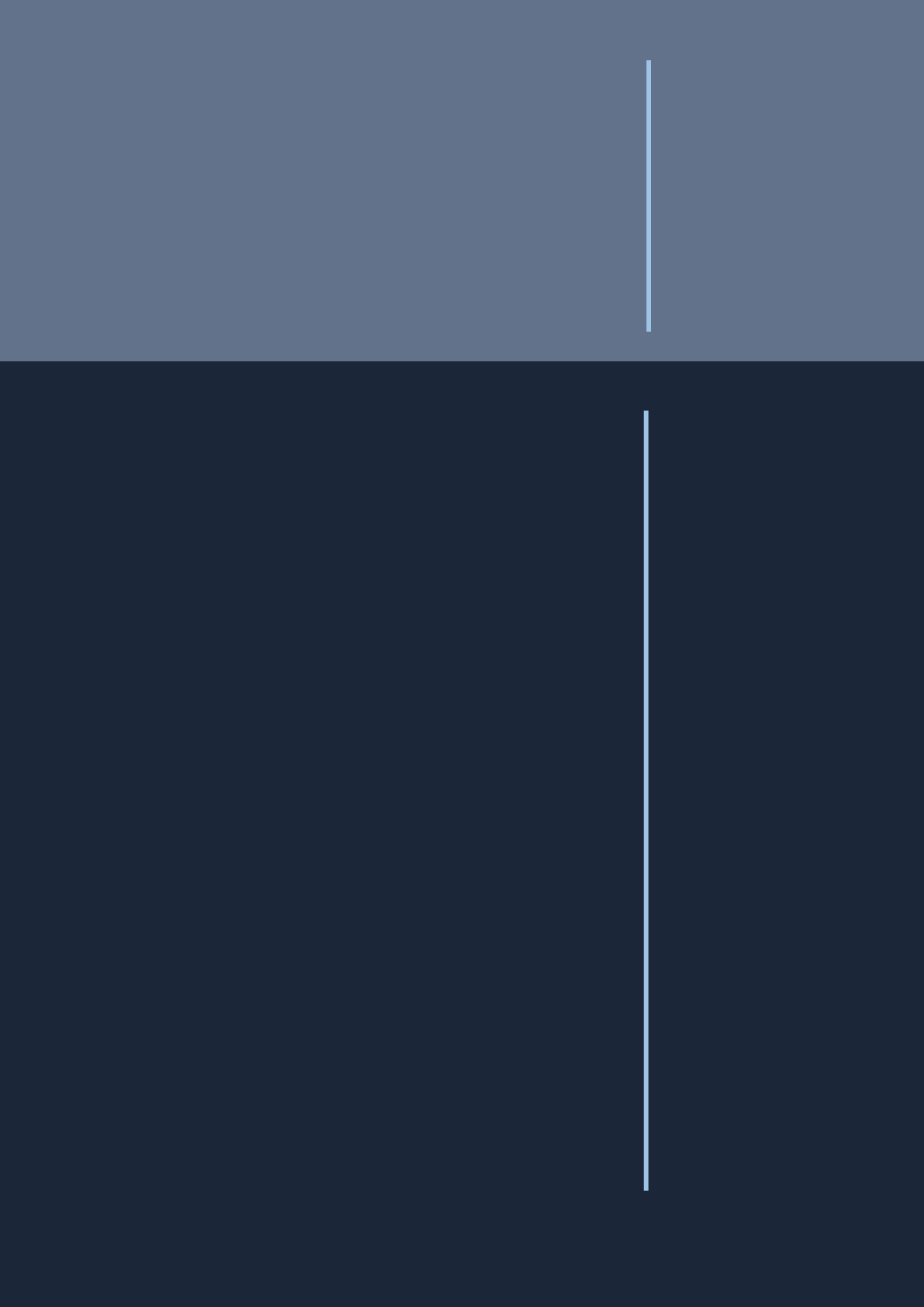


CHAPTER

2

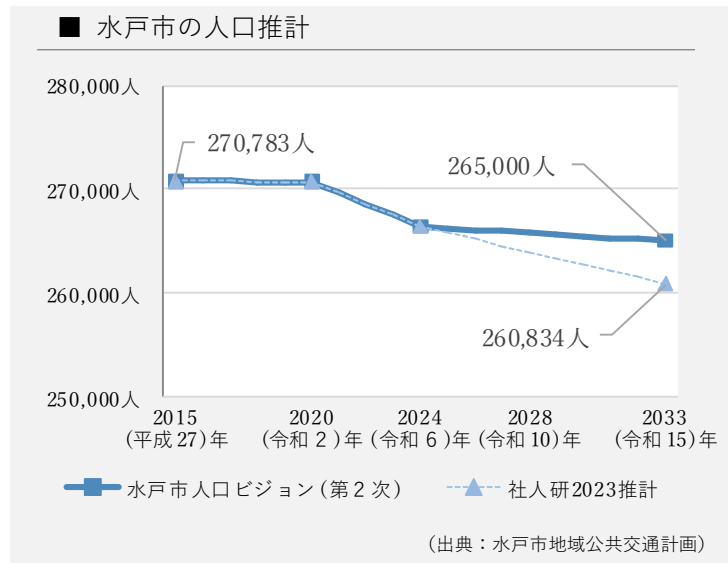
現状と課題



2-1 人口・地形

(1) 人口

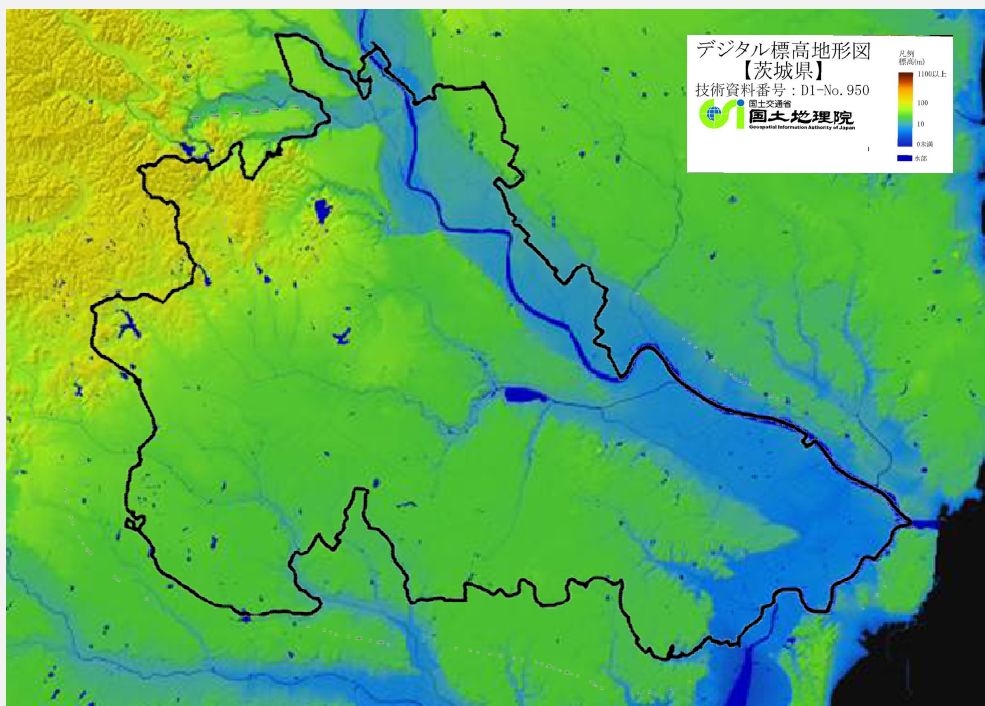
- 本市の人口は 2025(令和 7)年 10 月 1 日時点で 266,575 人となっています。
- 将来的な目標人口は 2033(令和 15)年において、265,000 人としています。



(2) 地形

- 本市の面積は 21,732 ヘクタールとなっており、那珂川と千波湖に囲まれた台地と低地が複雑に組み合わさった地形が特徴となっています。
- 中心市街地が、高低差が約 30 メートルある馬の背状の高台に位置しています。

■ 水戸市の地形

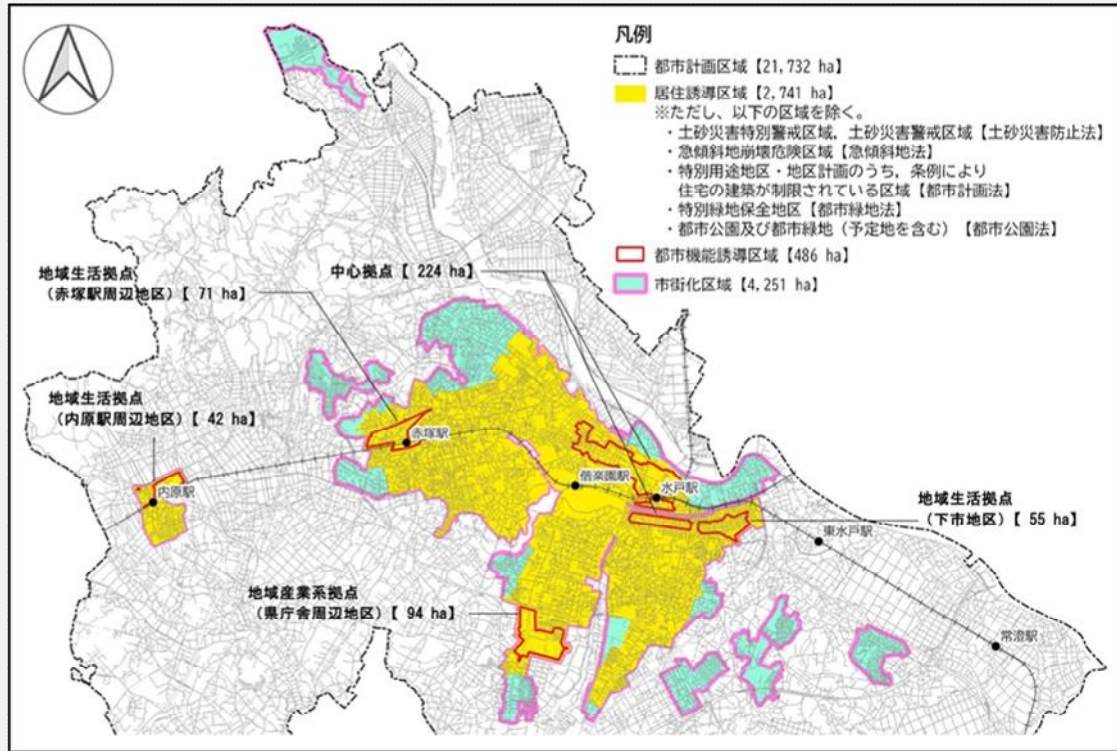


(出典：国土地理院「デジタル標高地形図」)

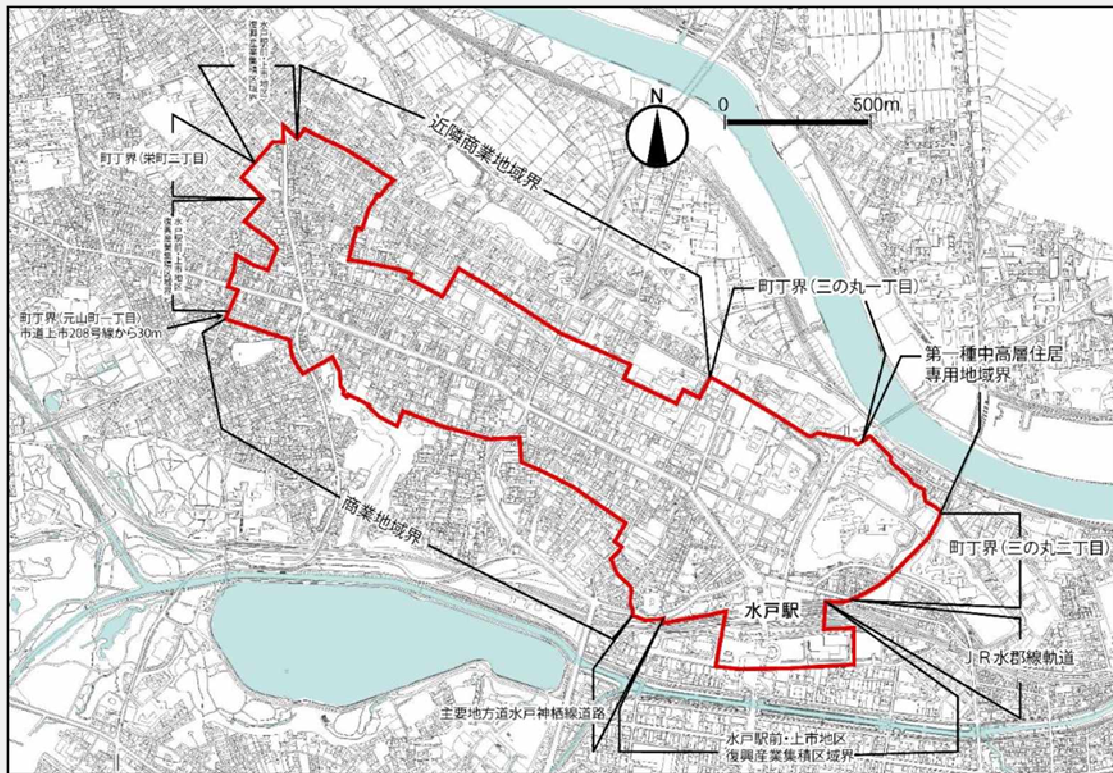


コラム

関連する個別計画における各区域について



水戸市立地適正化計画における「居住誘導区域」



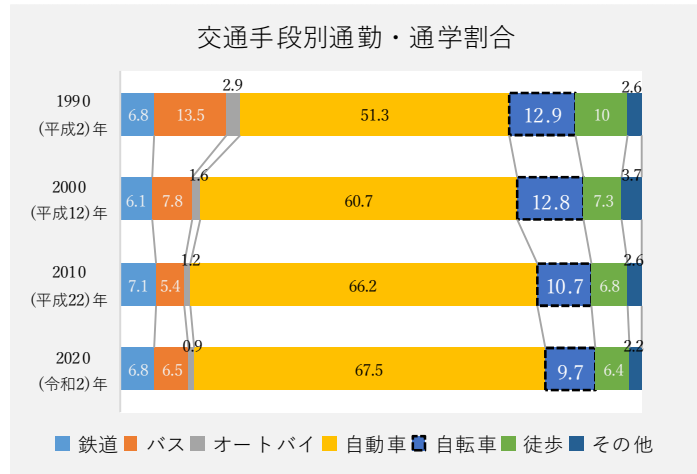
水戸市中心市街地活性化基本計画における「都市中枢ゾーン」



2-2 自転車利用の状況

(1) 交通手段別の利用状況

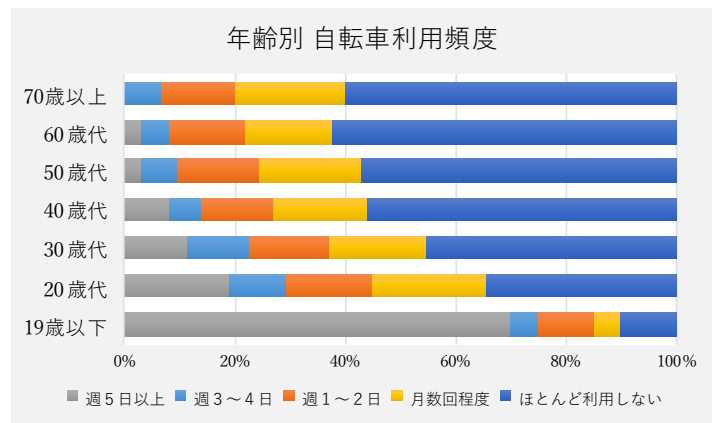
- 本市の通勤通学時の移動手段のうち自転車を利用する割合は年々減少しており 2020(令和2)年は9.7パーセントとなっています。
- 鉄道はほぼ横ばいで推移していますが、バスは30年前の5割以下となっています。
- 自動車の割合は年々増加しており、2020(令和2)年は67.5パーセントと高い割合となっています。



(出典：水戸市地域公共交通計画)

(2) 年齢別の利用状況

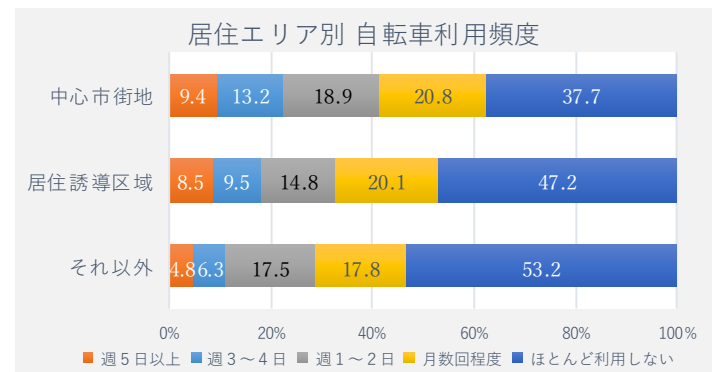
- 19歳以下は”週5日以上”利用する割合が非常に高くなっています。
- 20歳代から60歳代までは年代が上がるにつれて”ほとんど利用しない”の割合が増加しています。



(出典：自転車活用推進に関するアンケート調査)

(3) 居住エリア別の利用状況

- 週に1回以上自転車を利用する割合は、中心市街地では41.5パーセントと高く、居住誘導区域でも32.8パーセントとなっています。
- それ以外の地域では半数以上の人々が自転車をほとんど利用しないとなっています。



(出典：自転車活用推進に関するアンケート調査)

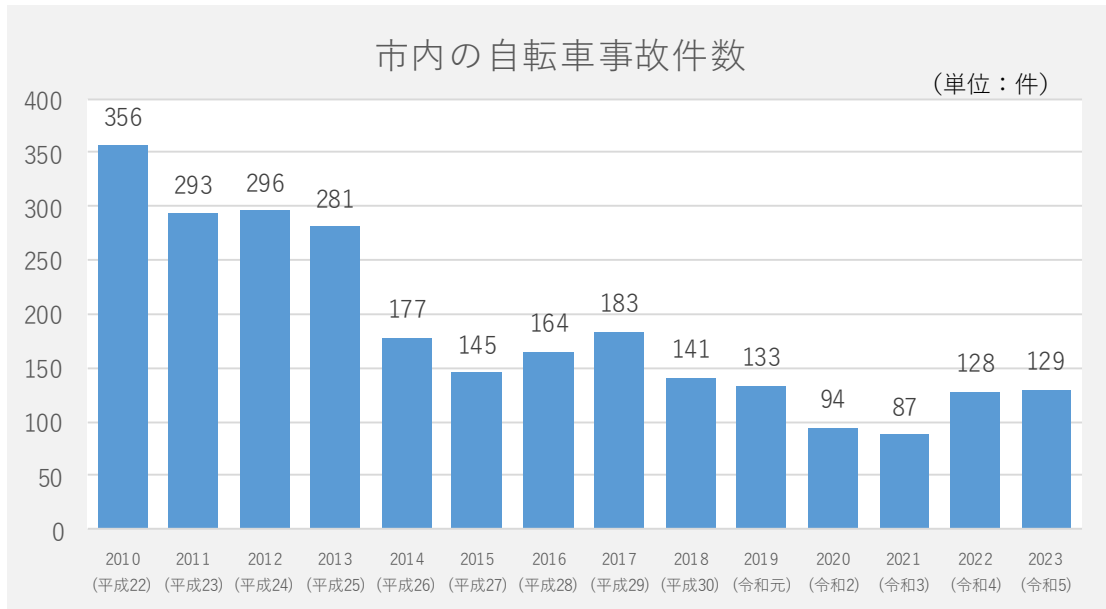
※中心市街地及び居住誘導区域については、12ページ「関連する個別計画の各区域について」を参照



2-3 交通事故の発生状況

(1) 自転車が関係する交通事故件数の推移

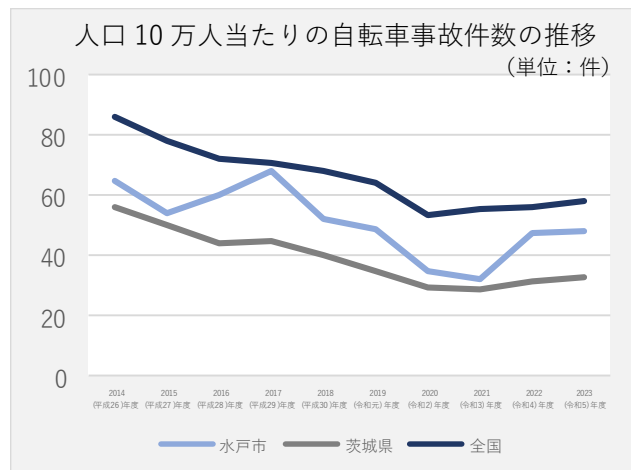
- 本市の自転車の事故件数は、2010(平成22)年には356件であったものが、2023(令和5)年には129件まで減少しています。



(出典：茨城県警察「交通白書」)

(2) 人口10万人当たりの自転車事故件数の推移

- 全国の値と比較すると本市の事故件数は低くなっていますが、茨城県と比較すると高い値となっています。
- 2014(平成26)年度から2023(令和5)年度までの推移を見ると、全国と茨城県は同じように推移していますが、本市の近年の値は高くなっています。



	2014 (平成26) 年度	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
水戸市	65	54	60	68	52	49	35	32	47	48
茨城県	56	50	44	45	40	35	30	29	31	33
全国	86	78	72	71	68	64	54	56	56	58

(出典：茨城県警察「交通白書」)

2-4 自転車の駐輪環境

(1) 市営駐輪場の設置状況

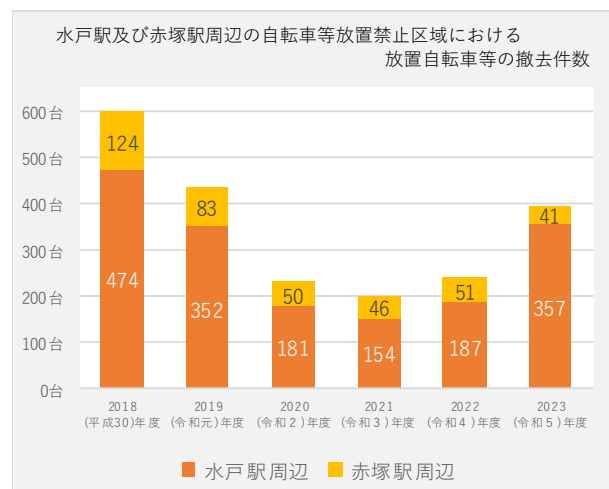
- 市では、主に駅前の放置自転車対策として市営駐輪場の整備を進めていて、2024(令和6)年度時点で、水戸駅で4,710台分、赤塚駅で1,324台分の自転車等が駐輪可能となっています。
- 市営駐輪場の利用状況は、定期利用者が毎日利用したと仮定した場合の一日平均利用台数は、水戸駅で3,023台、赤塚駅で1,242台となります。

水戸市自転車等駐車場	供用開始	収容可能台数	使用台数	
			定期使用 (月平均)	一時使用 (日平均)
①水戸駅北口地下自転車等駐車場	1993(平成5)年度	1,130台	835台	95台
②水戸駅南口東棟自転車等駐車場	2002(平成14)年度	1,608台	1,020台	78台
③水戸駅南口西棟自転車等駐車場	2003(平成15)年度	1,972台	995台	なし
④赤塚駅北口自転車等駐車場	2001(平成13)年度	588台	465台	61台
⑤赤塚駅南口自転車等駐車場	2000(平成12)年度	636台	655台	23台
⑥赤塚駅南口第2自転車等駐車場	2012(平成24)年度	100台	なし	38台

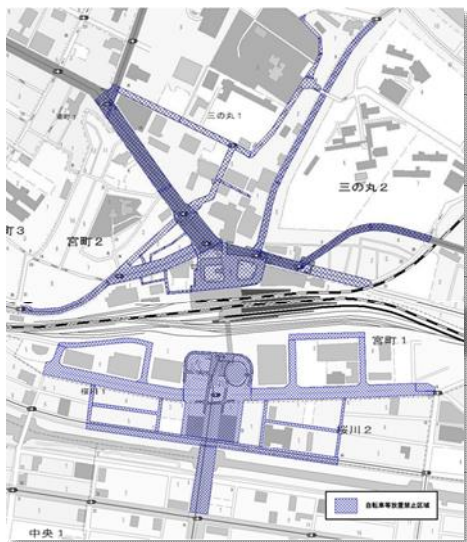
(水戸市調べ)

(2) 放置自転車の状況

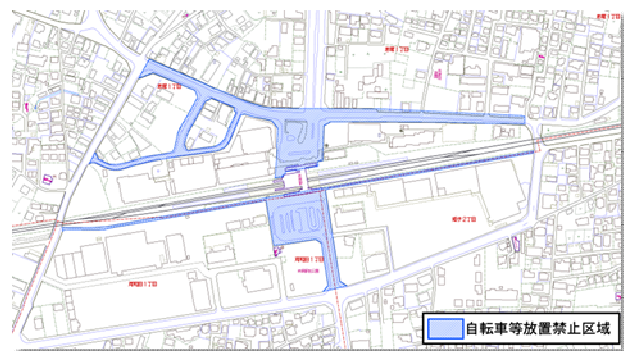
- 水戸駅及び赤塚駅周辺の自転車等放置禁止区域における放置自転車等の撤去件数は、2021(令和3)年度まで減少していましたが、近年、水戸駅周辺では増加しています。



(水戸市調べ)



水戸駅周辺 自転車等放置禁止区域

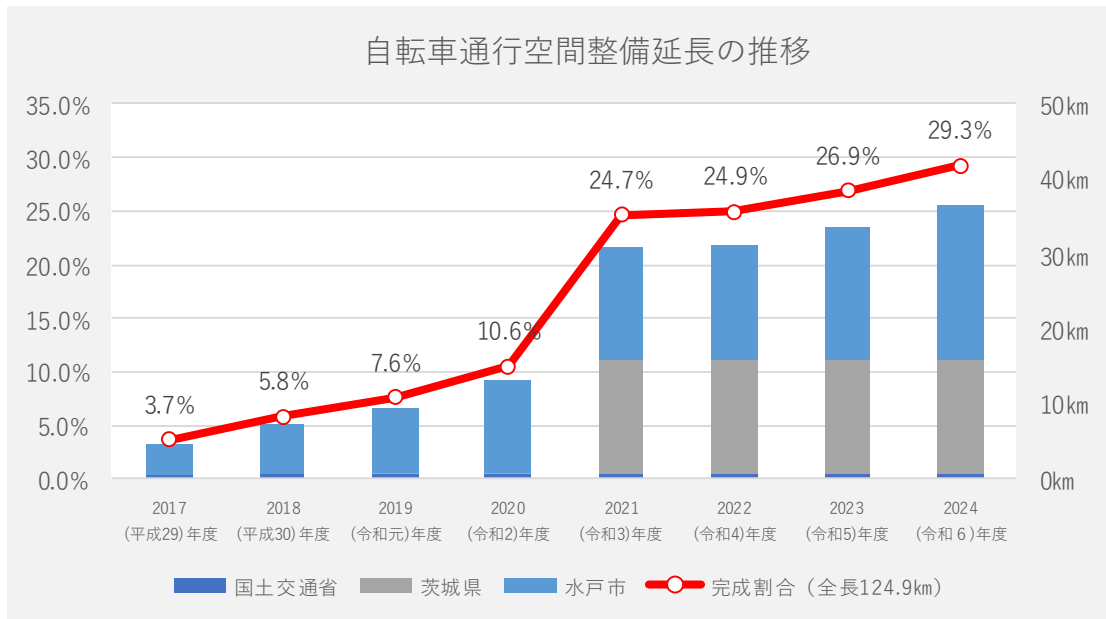


赤塚駅周辺 自転車等放置禁止区域



2-5 自転車通行空間の整備の進捗

- 市では、これまで国のガイドラインに基づき選定したネットワーク候補路線のうち、過去に自転車事故が多かった路線や自転車の交通量が多い路線等を優先整備路線として選定し、2024(令和6)年度末時点で36.6キロメートルの自転車通行空間を整備しました。
- 整備した路線においては、自転車の交通ルールやマナーの啓発のため、高校生ボランティアや地元企業と連携し、通行指導を行っています。



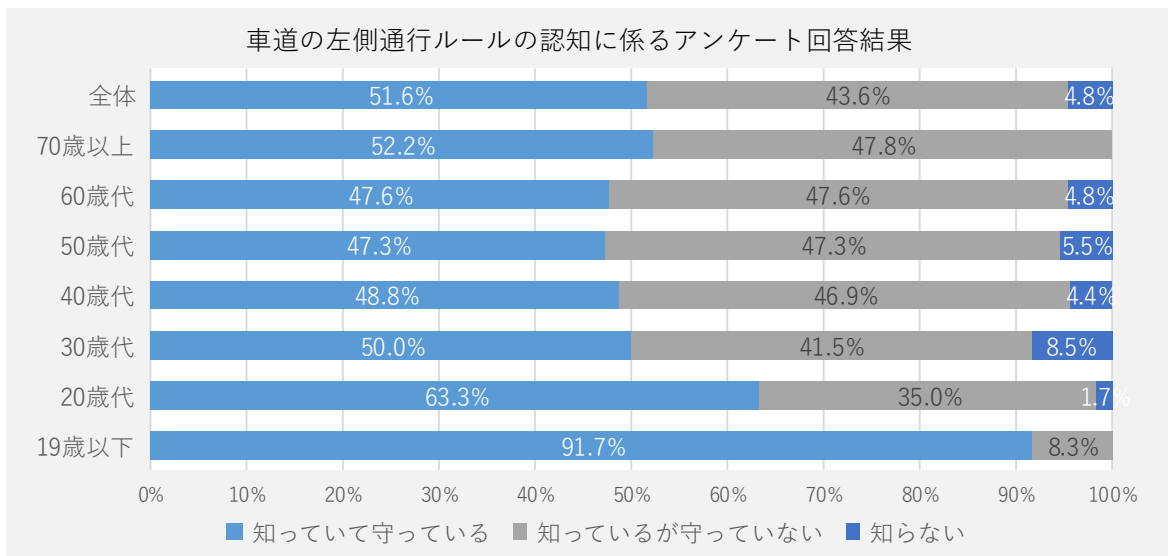
(水戸市調べ)



2-6 自転車交通ルールへの認識

(1) 車道の左側通行について

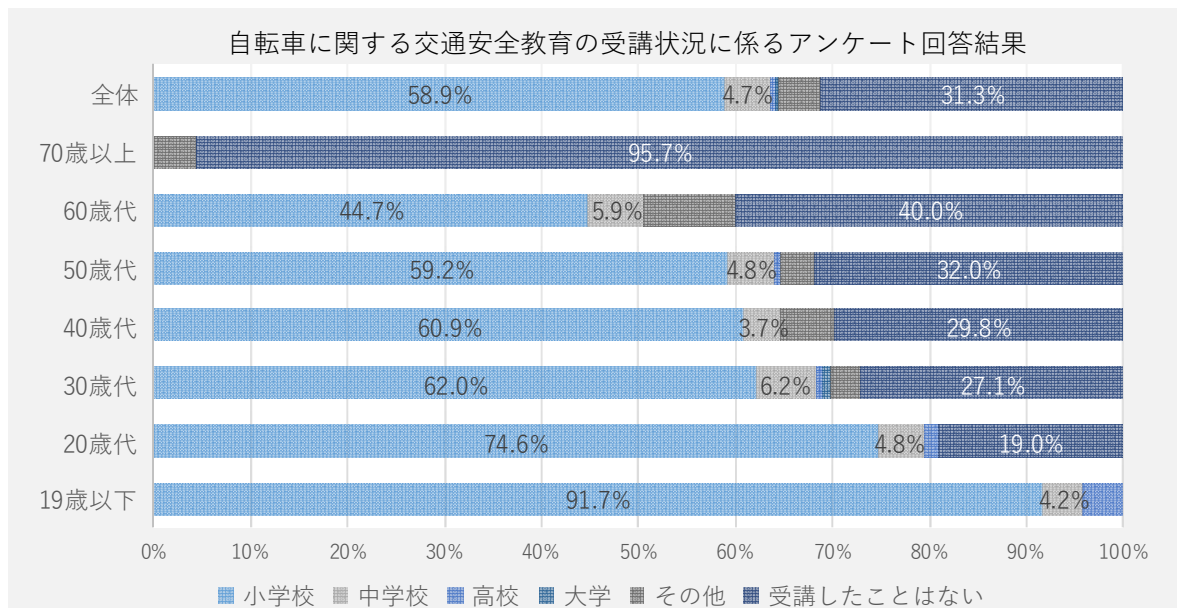
- 19歳以下では、ルールを知っていて守っている割合が91.7パーセントと最も高くなっていますが、20歳代では63.3パーセントと減少し、30歳代以上では50パーセント前後まで減少しています。
- ルール自体を知らない割合は30歳代で8.5パーセントと高くなっており、40歳代から60歳代までは5パーセント前後となっています。



(出典：自転車活用推進に関するアンケート調査)

(2) 交通安全教育の受講状況

- 19歳以下では高校までに全ての人が受講しており、20歳代から60歳代までは、年代が上がるにつれて受講していない割合が増加し、70歳代では95.7パーセントの割合で受講していないとなっています。



(出典：自転車活用推進に関するアンケート調査)



2-7 住民ニーズ

住民のニーズや課題を把握し、より実効性の高い計画を策定するため、自転車活用推進に関するアンケート調査を実施しましたので、その結果の要約を以下に示します。

※アンケート調査の概要については、参考資料の67ページを参照してください。

(1) 自転車を利用する理由

- 「手軽に使える」が最も高い割合（20.4%）となっており、次に「早く移動できる」（15.3%）となっていることから、利便性や効率性が重視されています。
- 「健康増進」（15.1%）や「ガソリン代や交通費の節約」（12.0%）も高い割合となっていることから、健康志向や経済性も動機の一つとなっています。

項目(n=1396)	件数	割合
手軽に使える	284	20.4%
早く移動できる	214	15.3%
健康増進	211	15.1%
ガソリン代や交通費の節約	168	12.0%
自転車で走ることが好き	138	9.9%
渋滞や公共交通の人混みを避けたい	127	9.1%
環境にやさしい	108	7.7%
利用に適した公共交通がない	75	5.4%
カッコいい・おしゃれ	20	1.4%
その他	51	3.7%

(2) 自転車で車道を通行する場合の満足度

- 「不満」が最も高い割合（32.4%）となっており、次いで「やや不満」（27.7%）と、約6割の人が車道走行に対して不満を感じています。

項目(n=661)	件数	割合
満足	41	6.2%
やや満足	74	11.2%
どちらでもない	149	22.5%
やや不満	183	27.7%
不満	214	32.4%

(3) 自転車で車道を通行する時に不安だと感じること

- 「車道(路肩)が狭い」が最も高い割合（22.2%）となっており、「路面の状態が悪い」（15.9%）、「雑草や街路樹が車道へ張り出している」（10.1%）と、走行する道路環境について不安を感じている割合が高くなっています。
- 「車との距離」（16.3%）、「車の交通量が多い」（9.6%）、「車の速度」（8.0%）など、道路を共有する車に対する割合も高くなっています。

項目(n=2386)	件数	割合
車道(路肩)が狭い	529	22.2%
車との距離	389	16.3%
路面の状態が悪い	379	15.9%
雑草や街路樹が車道へ張り出している	242	10.1%
車の交通量が多い	228	9.6%
自転車の逆走	215	9.0%
車の速度	190	8.0%
路上駐車が多い	96	4.0%
車道を走らないので分からない	18	0.7%
特になし	17	0.7%
その他	83	3.5%

(4) 自転車の走行位置及び走行環境についての意見

- 「自転車道の整備」(18.1%) や「自転車専用通行帯の整備」(16.3%) が高い割合となっており、矢羽根整備等の「自転車通行位置の表示」(13.5%) や「歩道上への自転車通行帯の設置」(12.4%) と合わせると自転車通行空間整備に関する意見だけで約 6 割となっています。
- 「歩道上への自転車通行位置の表示」(10.0%) や「車道は走りたくない」(9.9%)、「自転車は歩道を走行」(7.9%) など、自転車の車道走行を避ける考えも多くなっています。

項目(n=2219)	件数	割合
歩道や車道と区別された自転車道を整備してほしい	401	18.1%
車道上に自転車用通行帯を整備してほしい	361	16.3%
車道上に自転車の通行位置を明示してほしい	301	13.5%
歩道上に歩行者と自転車を分離する整備をしてほしい	276	12.4%
歩道上に自転車の通行位置を明示してほしい	222	10.0%
車道を走りたくない	219	9.9%
自転車は歩道を走ればよい	175	7.9%
自転車の車道通行を推進してほしい	169	7.6%
その他	95	4.3%

(5) 駐輪環境の満足度

- 「どちらでもない」(41.5%) と回答した割合が最も高くなっており、「不満」と「やや不満」を合わせた割合も約 3 割と高い割合となっています。
- 「満足」と「やや満足」を合わせた割合 (24.9%) より、不満と答えた割合が高いことから、駐輪環境の改善が求められていると考えられます。

項目(n=661)	件数	割合
満足している	98	14.8%
やや満足している	67	10.1%
どちらでもない	274	41.5%
やや不満である	119	18.0%
不満である	103	15.6%

(6) 自転車と公共交通機関との連携についての意見

- 「バス停の近くに駐輪場がある」、「駅の近くに駐輪場がある」を合わせると約 6 割の人が公共交通機関に乗り換えやすいと答えています。
- 電車やバスに自転車をそのまま乗せられると回答した割合も合計で 36.5 パーセントと高くなっています。

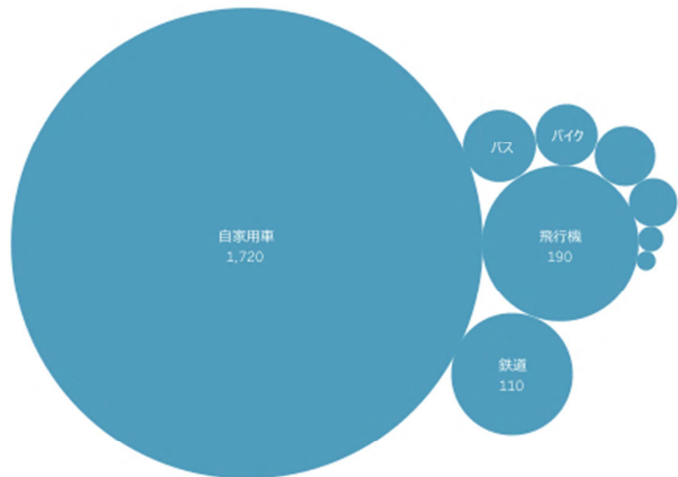
項目(n=1464)	件数	割合
バス停の近くに駐輪場があり自転車とバスが乗り換えやすい	462	31.6%
駅の近くに駐輪場があり自転車と電車が乗り換えやすい	428	29.2%
自転車をそのまま電車にのせられる	286	19.5%
バスに自転車をのせられる	248	17.0%
その他	40	2.7%



2-8 自転車の活用に向けた課題

(1) 都市環境

- これまで、自転車ネットワーク計画を策定し、通行空間を整備してきましたが、自転車の利用者数が減少していることや自転車事故件数が大きく減っていないことから、より安全で快適な移動手段として自転車を利用してもらえらる環境の創出が必要となっています。
- 地球温暖化対策が喫緊の課題となっている中、2022(令和4)年12月に国立環境研究所が公表した「日本の52都市におけるカーボンフットプリント比較」において、本市はワースト1位となっています。
- 温室効果ガス排出量の内訳の中で自家用車による移動が大きな割合を占めていることから、過度な自動車利用からの転換を図る必要があります。



(出典：Ryu Koide, Satoshi Kojima, Keisuke Nansai, Michael Lettenmeier, Kenji Asakawa, Chen Liu, Shinsuke Murakami (2021) Exploring Carbon Footprint Reduction Pathways through Urban Lifestyle Changes: A Practical Approach Applied to Japanese Cities, Environmental Research Letters, 16 084001
小出 龍・小嶋 公史・南齊 規介・Michael Lettenmeier・浅川 賢司・劉 晨・村上 進亮 (2021) 「国内52都市における脱炭素型ライフスタイルの選択肢：カーボンフットプリントと削減効果データブック」)

(2) 安全・安心

- 市内の自転車事故件数は減少傾向ですが、第1次計画の目標を達成できていないことから、引き続き、自転車の事故防止対策を強化していく必要があります。
- 自転車事故の減少と交通マナーの向上を図るため、2026(令和8)年4月から自転車にも交通反則通告制度いわゆる「青切符」が導入されることから、引き続き、幅広い世代に対する自転車利用ルールの周知・教育の徹底を図るなど、安全・安心に利用するための取組を実施していく必要があります。

🚲 自転車安全利用五則 🚲

**① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先**

- ★ 自転車は、歩道と車道の区別がある道路では、車道通行が原則です。
- ★ 自転車が車道通行するときは、道路の中央から左側の部分の左側に寄って通行しなければなりません。

- ★ 歩道を通行できる場合は、車道寄りですぐに停止できる速度で通行しなければなりません。
- ★ 歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しなければなりません。

「普通自転車歩道通行可」の標識や標示がある場合、普通自転車は歩道を通行することができます。






普通自転車歩道通行可

② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

- ★ 信号は必ず守り、渡る時は安全を確認しましょう。
- ★ 一時停止標識のある交差点では、必ず止まって、左右の安全を確認しましょう。



③ 夜間はライトを点灯

- ★ 夜間は必ずライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。



④ 飲酒運転は禁止

- ★ 自動車と同じく、お酒を飲んだときは、自転車を運転してはいけません。



⑤ ヘルメットを着用

- ★ 自転車を利用する全ての人は、事故の被害を軽減させるため、乗車用ヘルメットをかぶらしましょう。
- ★ 児童・幼児を保護する責任のある人は児童・幼児が自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットをかぶらせましょう。



警察庁

(出典：警察庁 HP)

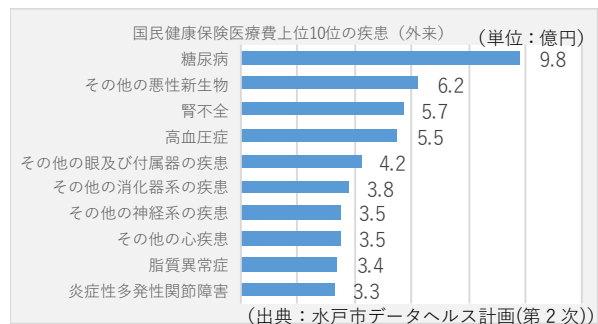
(3) 利便性・回遊性

- 観光振興による経済効果を高めるため、自転車を利用し、偕楽園や弘道館、千波湖等の観光資源間の回遊性を高めるとともに、飲食や宿泊、土産品購入など、観光消費につながる取組を展開していく必要があります。
- 近年、物を所有するモノ消費から、体験や経験するコト消費へと消費スタイルがシフトしています。自転車利用環境においても、地域を巡り名所や食等の魅力を体験するサイクルツーリズムが注目されており、来訪者のニーズに対応した取組が求められています。
- まちなか等で行われるイベントやプロスポーツの試合等の際、アクセス性が良い反面、交通渋滞等が発生していることから、自転車での来場を促す取組が求められています。

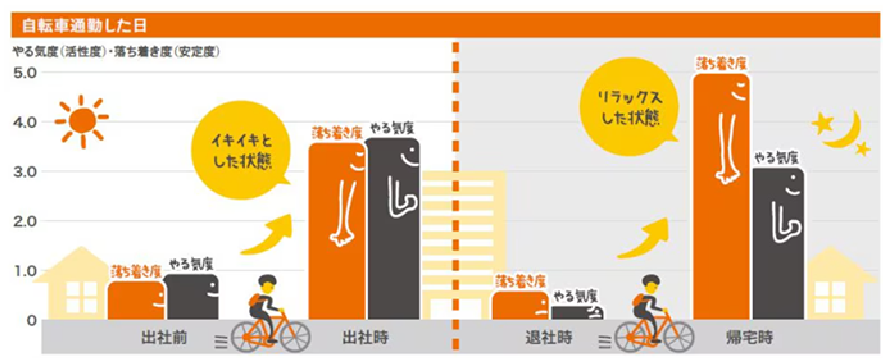


(4) 健康増進

- 市の医療受診状況を見ると、外来において糖尿病、腎不全、高血圧症等で受診する人が多い状況となっているため、栄養バランスのとれた食事に加え、運動習慣づくりの普及・啓発による生活習慣の改善を図り、生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組む必要があります。
- 自転車は適正な運動強度を維持しやすく脂肪燃焼等に効果的であり、生活習慣病の予防が期待できるほか、運動効果としてメンタルヘルスの改善も期待できることから、自転車通勤をはじめとする日常生活での自転車の利用促進を図ることが求められています。



自転車通勤した日の心理データを記録した実験結果





コラム

交通反則通告制度について

- 2024（令和6）年5月17日に道路交通法の一部が改正され、自転車の交通違反に対する交通反則通告制度の適用が新たに規定され、2026（令和8）年4月1日から施行されることとなりました。
- この制度は、交通違反のうち比較的軽微な違反を反則行為とし、反則行為の違反者は、反則金を納付すれば、刑事罰が科されない制度です。



〈導入の背景〉

これまで、自転車の交通違反は、例外なく刑事手続の対象となっていました。多くの場合は不起訴となり、実態として違反者に対する責任追及が不十分との指摘がありました。

また、自転車の安全利用の促進に向け、積極的に検挙したところ、自転車の交通違反の検挙件数は大幅に増加しましたが、その反面、刑事手続に伴う負担の軽減や実効性のある制裁とする必要がありました。



（出典：内閣府「令和6年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」）

制度概要

交通違反で検挙された16歳以上の自転車利用者に対して**反則行為**※を青切符で処理する。

※ 比較的軽微であって現認可能・明白・定型の113種類の違反行為

【主な反則行為に対する反則金の額】

主な反則行為	反則金
スマホを手に保持して使用	12,000円
遮断機が下りた踏切立ち入り	7,000円
制動装置(ブレーキ)不良	5,000円
逆走や歩道通行等	6,000円
一時不停止	5,000円
信号無視	6,000円
傘差し・イヤホンで音楽等	5,000円
無灯火	5,000円
並んで走行	3,000円
2人乗り	3,000円

スマホを手に持って通話したり、画面を注視

反則金：12,000円

一時停止の指定のある交差点で一時不停止

反則金：5,000円

※酒酔い運転や妨害運転等の悪質・危険な違反行為(24種類)

については、引き続き刑事手続の対象となります。

自転車の指導取締りの基本的な考え方については、「**自転車ルールブック**」(警察庁)を参照してください。

交通ルールを守って、安全に自転車に乗しましょう。
また、ヘルメットの着用も心がけましょう。

